新三重県立博物館(仮称)経営向上懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 新三重県立博物館(仮称)(以下「新県立博物館」という。)の効果 的かつ効率的な経営に向け、学識経験者や専門家等から総合的・俯瞰的な助 言をいただくため、新三重県立博物館(仮称)経営向上懇話会(以下「懇話 会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 懇話会は、新県立博物館に関する次に掲げる事項について意見の聴取を行う。
- 一 経営(事業、広報、運営、評価等)に関すること。
- 二 その他、必要と認めた事項に関すること。

(構成)

- 第3条 懇話会の委員は、10名以内で構成する。
- 2 委員の任期は、新県立博物館の開館の日までとする。

(座長)

- 第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 座長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 懇話会は、県が招集する。
- 2 懇話会は、公開とする。
- 3 傍聴の手続きその他の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第6条 懇話会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見または説明 を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、三重県生活・文化部新博物館整備推進室において 処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。

新三重県立博物館(仮称)経営向上懇話会 委員

平成24年7月24日現在(敬称略:五十音順)

齋藤 彰一 四日市商工会議所 会頭

清水 裕之 名古屋大学大学院環境学研究科 教授

末次 秀行 中日新聞社三重総局 局長

田部 眞樹子 三重県子どもNPOサポートセンター 理事長

中村 忠明 パラミタミュージアム 事務局長

西岡 慶子 株式会社光機械製作所 代表取締役社長

山下 治子 株式会社アム・プロモーション ミュゼ 編集長

山田 康彦 三重大学教育学部 教授